



TOKIO MARINE Topics (物流関連速報)

～ばら積み貨物に関する運送人の責任制限～

10月14日、英国の高等法院において、ヘーグ・ルール¹⁾の責任制限条項はばら積み貨物の損害には適用されないとする判決が下されました。今回の Topics では、この判決の概要と意義について速報致します。

1. 事故概要と訴訟の争点

本件は、2013年9月にアイスランドからノルウェーへ向けて、タンカー“AQASIA”により、航海傭船契約の下で輸送された約2,000トンのフィッシュオイルのうち約550トンに、途中港で追い積みされた別のフィッシュオイルが混入し、約36万米ドルの損害が発生したため、荷送人が航海傭船契約上の運送人に対して損害賠償を求めて英国の裁判所に提訴したものです。

当該航海傭船契約にはヘーグ・ルール¹⁾の責任制限条項が摂取されており、運送人は一梱包または一単位につき100ポンド(“£100 per package or unit”)に責任を制限できることになっていました。

この場合の「一単位(unit)」が何を指すのかについては、従来から解釈上の議論がありましたが、被告の運送人は、「一単位(unit)」とは運送契約上に表記された貨物の計量単位を意味するものだと主張し、受損貨物約550トンに対してトンあたり100ポンドの責任制限が適用され、賠償額は約66,000米ドルに制限されると主張しました。

これに対して、原告は、「一単位(unit)」とは、自動車のように梱包されないが、船積みの際に一つ一つ数えることのできる貨物の数量単位を示すのであって、重量や容積の計量単位を意味するものではない。従って、穀物や液状貨物などのばら積み貨物には「一梱包または一単位につき100ポンド」の責任制限を適用する余地はなく、運送人は責任を制限できない、と主張しました。

【ヘーグ・ルール¹⁾の責任制限条項】

第4条 5項

“Neither the carrier nor the ship shall in any event be or become liable for any loss or damage to or in connection with goods in an amount exceeding £100 per package or unit, ...”

運送人および船舶は、いかなる場合においても物品の又は物品に関する滅失又は損害については1梱包又は1単位につき100スターリングポンドを超えて責任を負わない……。



2. 判決の内容

上記の通り、この裁判では、ヘーグ・ルール of 責任制限条項における「一単位 (unit)」の解釈が争われましたが、英国にはこれまで、この問題に関する先例的な判例はありませんでした。

そこで、裁判官は、1920 年代初頭にヘーグ・ルールの条文を起草した万国海法会議の議事録に遡り、責任制限条項に「一単位 (unit)」という文言が設けられた経緯や、当時の通貨価値では 100 ポンドはかなり高額な金額である一方、ばら積み貨物は全般的に安価であったため、責任制限額を設定する必要性は意識されていなかったという事情を確認するとともに、米国国際海上物品運送法 (US COGSA) において運賃計算単位 (customary freight unit) あたりの責任制限が定められている趣旨、更には、カナダ・オーストラリア等における判例や学説などを検討した上で、原告の主張を認め、ばら積み貨物にはヘーグ・ルールの「一梱包または一単位につき 100 ポンド」の責任制限は適用されず、運送人は責任を制限することはできない、との判決を下しました。

(Vinnlustodin HF & another v. Sea Tank Shipping AS [2016] EWHC2514 (comm))

3. 本判決の意義・影響

1924 年にヘーグ・ルールが制定されて以降、これまで 92 年の間、責任制限額の算出の基礎となる「一単位 (unit)」の意義について明確な定義はなされていませんでした。今回、英国の裁判所が「一単位 (unit)」の意味を明らかにし、ばら積み貨物にはヘーグ・ルールの責任制限が適用されないと判断したことは大きな意味があるものと言えます。

本件はまだ第一審の判決であり、被告が控訴する可能性もありますが、本判決が確定すれば、ヘーグ・ルールを撰取している航海傭船契約、船荷証券、海上運送状の下での運送人の責任に少なからぬ影響を与えるものと思われるので、今後の裁判の動向に引き続き注目していく必要があります。



本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

船舶・貨物・運送の保険の情報サイト「マリンサイト」

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/marine_site/index2.html